

## 都内自治体の配食（食事）サービスの現状

伊藤久雄（認定NPOまちぽっと）

居住支援の課題は、住宅確保困難者に対する住宅の確保や見守り、さまざまな相談などである。見守りは同時に安否確認を行うことになるので、現在都内の自治体で実施されている配食サービス（食事サービスというところもあるが、以下配食サービスで書きすすめる）の現状について調査した。それは配食サービスが自宅まで手渡しで届けるところが多く、それが同時に安否確認をともなっているところが多いからである。

調査結果は別表（都内 23 区、多摩 26 市の配食（食事）サービスの現状）のとおりである。各自治体のホームページからの調査のため、中野区や北区のようにホームページ上からは確認できなかったところもある。また安否確認の実施の有無についても確認できなかったところもある。しかし、配食サービスの現状については、おおむね把握できたのではないかと考える。

以下は調査結果の概要である（詳しくは別表を参照されたい）

### 1. 配食サービスを行っていない自治体

中野区、北区を除いて、杉並区（2018 年度末で廃止、2019 年度からは民間事業者の連絡会を設置・運営）、国分寺市（新規受付を 2108 年度で廃止）のように廃止したところもある。国分寺市は、その理由を「地域包括支援センターに見守り相談窓口が設置されたことなど」をあげている。

また文京区のように配食サービス事業者を登録しているところ、八王子市のように配食サービス事業者に補助金を交付しているところもある。

### 2. 担当（窓口）

自治体の福祉担当部局が担当し、あるいは窓口になっているところが多いが、総合支所区民課（港区）、地域包括支援センター、高齢者在宅サービスセンターや社会福祉協議会（社協）が担当しているところもある。

### 3. 対象者

対象者は「ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯」（千代田区）に包括されると思われるが、低栄養の予防（品川区）、栄養改善（目黒区）、食事療養（三鷹市）など、食事改善に注目したところもある。

しかし、非常に細かく対象者を定めている自治体が多い。包括的に定めた方がいいのか、詳細に示した方がいいのかはこの調査だけではわからない。

#### 4. 事業者

多くは配食サービス事業者を指定している。板橋区のように、「安否確認基準等を満たした配食事業者」（事業者登録制）としているところもある（ただし、安否確認基準はホームページでは確認できない）。

一部自治体では高齢者在宅サービスセンターや社会福祉法人の事業としているところや、ボランティアを活用しているところもある。

#### 5. 配食頻度

配食の回数・曜日、食数、昼食・夕食の別など、自治体によってさまざまである。食事内容も一般食のところが多いと思われるが、特別食を配食しているところもある（中央区、台東区、江東区、練馬区、江戸川区、武蔵村山氏、あきる野市など）。特にあきる野市の特別職はメニューが多い。

なお目黒区は対象者が「栄養改善が必要な高齢者」のためか、利用期間 6 カ月という制限がある。また、会食型配食サービスを行っているところもある。

#### 6. 自己負担額

利用金額（自己負担額）は自治体によって相当程度異なっている。自己負担額と自治体の助成額との関係は墨田区、目黒区、青梅市などを除いて不明である。

なお、社協による配食サービスは社協の会費が必要なところがある。

#### 7. 安否確認

ほとんどのところは、配食サービスと同時に安否確認が実施されている。なお、会費を徴収する社協を除いて、安否確認と配食の自己負担額との関係は配食サービスのページでは明らかでない。必要があれば、決算書などから調査する必要がある。

#### 8. 今後の課題

杉並区や国分寺市のように、自治体による配食サービスを廃止したところがあることに注目しなければならない。

現在、民間事業者の配食サービス参入が非常に多くなっており、安否確認をサービスの 1 つとする事業者がほとんどである。しかし、今後ますます一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増えるとき、見守りや安否確認は行政の責任である。自治体による居住支援の取り組みを充実させ、生活クラブ・東京などの居住支援法人による住宅確保や見守り活動を活発化することが必要である。